

建設工事における特定共同企業体実施対象 及び総合評価方式の改正について

特定共同企業体による実施対象とする建設工事の対象規模及び建設工事における総合評価方式の評価項目を以下のとおり改正します。

1 建設工事における特定共同企業体による実施対象について

実施対象建設工事の規模について

特定共同企業体による実施対象とする建設工事等は、建設工事等の種類ごとに、原則として、次の規模を超えるもので、技術的難易度等を勘案し、案件ごとに決定します。

現 行

業 種	規 模
土木工事等	設計金額 <u>2億5千万円以上</u>
建築工事	設計金額 <u>3億円以上</u>

改 正

業 種	規 模
土木工事等	設計金額 <u>3億円以上</u>
建築工事	設計金額 <u>4億円以上</u>

2 建設工事における総合評価方式の評価項目について（簡易型及び技術提案型）

「労働福祉の状況」について

令和3年3月1日から「障害者の雇用促進等に関する法律」の法定雇用率（民間企業）が2.2%から2.3%に改正されたことに伴い、評価基準を変更します。

現 行

評 価 基 準	配 点
障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率2.2%に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0点
障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率 <u>2.2%</u> を満たす障害者を雇用している。	1.0点



改 正

評 価 基 準	配 点
障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率 <u>2.3%</u> に1%を加えた率で障害者を雇用している。又は、法定雇用義務はないが障害者を雇用している。	2.0点
障害者の雇用促進等に関する法律の法定雇用率 <u>2.3%</u> を満たす障害者を雇用している。	1.0点

上記の改正は、令和3年4月1日以降に告示又は指名する案件から適用します。